



屋外広告物の設置には許可申請が必要です

屋外に広告を設置するには、三重県屋外広告物条例により、許可が必要です。設置をする場合は、許可申請を行きましょう。

屋外広告物とは

会社や店舗に付ける看板を屋外広告物といいます。屋外広告物は、皆さんの身近にあり、まちの景観に大きな影響を与えます。

過剰な屋外広告物は、景観を壊してしまうこともあります。

屋外広告物を適正に管理することは、住みよいまちづくりにとっても大切です。良好な景観の保全と安全なまちの実現のため、広告物の大きさや高さ、点検などについて、ルールが決められています。

壁面広告



突出広告



電柱広告



屋上広告



広告板



屋外広告物が設置できないもの

- 信号機
- 歩道橋
- 道路標識
- 街路樹
- 道路の分離帯
- 消火栓 など
- ガードレール



屋外広告物の設置には原則許可申請を

自分の敷地内などに自己の店舗名や事務所名、営業内容を表示する広告物を設置する場合、屋外広告物の許可申請が必要です。なお、許可した屋外広告物には、許可証を交付します。



屋外広告物は適切に管理を

屋外広告物の落下や倒壊により、全国的に事故が発生しています。

屋外にある広告物は、時間の経過とともに劣化し、危険な状態の場合があります。

広告物の設置者や管理者は、定期的な点検や修繕などを行い、適切に管理しましょう。

詳しくは、市ホームページ(<https://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index3.html>)をご覧ください。都市計画課にお問い合わせください。

